

新型コロナワクチンの定期接種化に伴う変更点について

令和6年度以降の新型コロナワクチンの定期接種は、インフルエンザワクチンの定期接種と同様の取り扱いとなる見込みです。

令和5年度		令和6年度	
	特例臨時接種	定期接種	任意接種 (定期接種期間も実施)
期間	令和6年3月31日まで	令和6年秋頃開始(予定)	令和6年4月1日以降 (各医療機関の判断により実施)
対象	全市民 (生後6か月以上)	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の市民 60～64歳で対象となる方※ 	全市民
接種費用	無料 (全額公費負担)	一部自己負担 (低所得者などを除く)	全額自己負担
費用請求	各医療機関から 市へ行う	各医療機関から 市へ行う	—
ワクチン等の手配	市から 各医療機関に配送	各医療機関が 卸業者等より調達	各医療機関が 卸業者等より調達

※心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方